

令和2年12月14日



中部家保だより

発行：中部農業事務所家畜保健衛生課（中部家畜保健衛生所）
〒371-0051 前橋市上細井町 2142-1 電話(027)288-0371 FAX(027)230-8052

【 記 事 】

- 1 第24回群馬県畜産共進会(乳牛の部)年
- 2 浅間家畜育成牧場の受託について
- 3 年末年始および春節に向けた口蹄疫等の防疫対策の徹底
- 4 死亡牛のBSE検査について
- 5 消毒の実施について
- 6 畜産農家におけるクロピラリド対策について
- 7 堆肥生産管理の注意点について（食中毒の発生防止）
- 8 家畜改良増殖法改正について
- 9 農作業事故に注意しましょう
- 10 新しい飼養衛生管理基準が施行されました

【 添付資料 】

- 1 和牛遺伝資源の管理・保護に関する新制度の周知について
- 2 農作業事故を減らしましょう
- 3 浅間牧場観光用展示牛(県有牛)の買上げについて

◆◆第24回群馬県畜産共進会(乳牛の部)◆◆

群馬県畜産試験場において11月20日（金）群馬県畜産共進会(乳牛の部)が開催されました。

(1) 乳牛の部

管内からは2頭（前橋1頭、佐波伊勢崎1頭）が出品されました。

1等賞 101 スターリーテイル モントーヤ アクルツクス ET

2等賞 601 ピーチヒル バイリー アントリム



101号 スターリーテイル モントーヤ アクルツクス ET
（出品者：小林 大輔さん）



601号 ピーチヒル バイリー アントリム
（出品者：新井 克弥さん）

◆◆年末年始および春節に向けた口蹄疫等の防疫対策の徹底◆◆

(1) 畜産関係者の海外渡航の自粛等について

畜産関係者は、口蹄疫、アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等の発生地域への渡航を可能な限り自粛して下さい。やむをえず渡航する場合には、以下の点に留意して下さい。

ア 渡航に当たっての留意事項

- (ア) 家畜市場、農場、と畜場等の畜産関連施設に立ち入らないこと。
- (イ) 動物との不用意な接触を避けること。
- (ウ) 肉製品等を日本に持ち帰らないこと。
- (エ) 帰国の際には、到着した空海港の動物検疫所カウンターに立ち寄り、家畜防疫官の指導を受けること

イ 帰国後の留意事項

- (ア) 飼養衛生管理基準に基づき、帰国後一週間、衛生管理区域に立ち入らないこと。
- (イ) 農場主や従業員等必要のある者がやむを得ず立ち入る場合には、洗髪・入浴、更衣等適切な処置を講じた上で立ち入ること。
- (ウ) また、海外で使用した衣服及び靴を衛生管理区域に持ち込まないこととし、やむを得ず持ち込む場合には、事前に洗浄、消毒その他必要な処置を講ずること。

(2) 衛生管理区域への病原体の持込みの防止の再徹底について

看板の設置等により、衛生管理区域に必要な人以外を立ち入らせないこと。また、不要な物を持ち込まないこと。

人が立ち入る場合や物を持ち込む場合には、洗浄、消毒その他必要な措置を講じ、衛生管理区域へ病原体を持ち込むことがないように留意すること。

(3) 早期通報の徹底

口蹄疫や口蹄疫類似疾病を疑う症状や死亡率の急激な増加を発見した場合は、早期に家畜保健衛生所へ通報すること。

◆◆ 浅間家畜育成牧場の受託について ◆◆

(1) 令和2年度の入牧が終了

10月21日(水)の秋入牧をもって、令和2年度入牧牛の入牧が終了しました。頭数の調整や入牧前の衛生検査など、ご協力いただきありがとうございました。

(2) 令和3年度の入牧牛の募集について

来年度の入牧牛募集については、2月頃から3月中旬頃までに報告していただきます。

なお、近年の浅間家畜育成牧場の管内入牧希望は受託の配分枠を上回り、入牧可能頭数の調整が必要となっています。できるだけ公平に入牧を調整するため、前年度中に翌年度の入牧希望の提出をお願いしているところです。ご理解いただき、期限内の提出にご協力をお願いします。

3月の報告で入牧を希望する**すべての牛(春入牧～秋入牧)**を報告してください。

報告時に生まれていない牛も「**分娩予定見込み**」で必ず報告してください。

◆◆ 死亡牛のBSE検査について ◆◆

(1) 死亡牛の月齢確認をお願いします

2019年4月1日より死亡牛BSE検査対象牛の対象月齢が変更されています。死亡牛を搬出する際は再度、月齢及び生前の症状により検査対象かどうか確認をお願いします。

《検査対象》

① 96か月齢以上の死亡牛

②生前に歩行困難・起立不能等を呈した48か月齢以上の死亡牛

③BSEを疑う症状のあった全月齢の死亡牛

- BSE検査の実施には家畜保健衛生所への死亡牛の届出が必要です。家畜衛生研究所へ搬入する前に家畜保健衛生所へ連絡してください。
- 48か月齢以上で生前に起立不能・歩行困難などの神経症状を呈したのものに関しては、NOSAI家畜診療所や開業獣医師等の検案を受けるようお願いします。
- BSE検査対象の牛については「死亡牛整理票」の記入をお願いします。
- 化製場へ搬入される牛には必ず処理票(マニフェスト)を添付してください。

BSE検査対象牛

	月齢問わず	48か月齢以上	96か月齢以上
通常の死亡牛	化製処理へ (マニフェスト記入)		BSE検査対象牛(整理票記入)
起立不能牛			
特定症状牛			

(2) 年末年始の死亡牛 BSE 検査受付について

年末年始の検査受付は次のとおりです。よろしくお願いします。

12月					1月			
27日 (日)	28日 (月)	29日 (火)	30日 (水)	31日 (木)	1日 (金)	2日 (土)	3日 (日)	4日 (月)
休み	受付	休み	受付	休み	休み	休み	休み	受付

受付場所：家畜衛生研究所（TEL 027-288-2106） 受付時間：9:00～16:00

(3) 死亡牛のBSE検査受付日について

家畜衛生研究所で行っている死亡牛のBSE検査について、11月から翌年の5月までの期間は土曜日の受付はありません。

◆◆消毒の実施について◆◆

飼養衛生管理の一環として、改めて、農場での効果的な消毒の徹底をお願いします。

1 踏み込み消毒槽

冬の凍結防止のため、塩素系や消石灰液はウインドウォッシャー液（主成分：メタノール）を添加することで凍結防止できます。（ウォッシャー液の原液には引火性があるため、水と同量に混ぜて使用してください。また、主成分のメタノールは毒性があるため大量使用の際は注意が必要です。）

有機物により消毒液の効果が低下してしまいますので、踏込消毒槽の前に水を入れた長靴洗浄用の踏込槽を置いて、長靴の汚れを落としてから消毒槽にはいる方法もお勧めです。

また、汚れていなくても3日程度で消毒槽の液は交換してください。

2 畜舎周囲

消石灰は1㎡当たり1kgを目安に散布し、竹箒等で均一に広げます。

地面の表面がムラ無く白くなる程度まで広げてください。



◆◆畜産農家におけるクロピラリド対策について◆◆

クロピラリド（除草剤成分）が原因と疑われる生育障害の発生事例は、本県を含む19県より76例が報告されていますが、「被害を受けやすい作物」に一部変更がありましたので、クロピラリド対策について再確認をお願いします。

- ・輸入飼料を購入する際は、購入先にクロピラリド使用の有無を確認しましょう。
- ・クロピラリド残留の可能性がある堆肥を販売する場合は、被害を受けやすい作物には使用しないよう伝えましょう。

被害を受けやすい作物：ナス科、マメ科、キク科、セリ科作物等
※変更例（レタス類：耐性中→耐性弱、ズッキーニ：耐性中に新規追加）



詳しく群馬県HP（下記URL またはQRコード）の耐性表をご確認ください。
https://www.pref.gunma.jp/06/f29g_00011.html

◆◆堆肥生産管理の注意点について（食中毒の発生防止）◆◆

栽培に用いる堆肥の生産管理については、以下の点に注意する必要があるため、堆肥生産の参考にしていただくとともに、野菜生産者から問い合わせがあった際は情報提供（適切な管理ポイントを満たしている堆肥であること等について説明）のご協力をお願いいたします。

※指針の詳細は「https://www.maff.go.jp/j/syouan/nouan/kome/k_yasai/」をご参照ください。

- 【製造工程】
- ・水分調整や定期的な切返しを実施し、十分に発酵させる
 - ・堆積物の内部温度を測定し、55℃以上が3日間続いていることを確認する
- 【できた堆肥】
- ・褐色から黒褐色になっていることを確認する





◆◆ 家畜改良増殖法改正について ◆◆



和牛遺伝資源の適正な流通管理及び知的財産としての価値の保護強化に向けて、以下の2法が令和2年10月1日に施行されました。

○家畜改良増殖法の一部を改正する法律○

- 家畜人工授精所以外の家畜人工授精用精液・受精卵の保存や譲渡は法律で禁止されています。
- 和牛の家畜人工授精用精液の容器(ストロー)には、種畜の名称、採取年月日、受精卵の容器には更に、授精所の管理番号、父母の個体識別番号などが必要です。
- 家畜人工授精所の開設者は毎年、運営の状況を県知事に定期報告する必要があります。
- 家畜人工授精所の開設者は、和牛の精液・受精卵の譲受、譲渡、廃棄または亡失に関する事項を譲渡等記録簿に記載し、10年間保存することが必要です。

○家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律○

- 和牛の遺伝資源の不正入手や不正転売を禁止し、悪質な違反者は懲役もしくは罰金刑が課せられます。(10年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、法人にあっては3億円以下の罰金刑)
- この法律の適用は、和牛の家畜人工授精用精液等の生産者と契約約款の締結が必要。

家畜人工授精用精液及び受精卵の譲渡には家畜人工授精所の開設が必要です。

わからないことがありましたら、家畜保健衛生所までご相談ください。

◆◆農作業事故に注意しましょう◆◆

農林水産省の調査データによると、農業従事者が減少しているにもかかわらず、毎年年間300人前後が農作業中の事故で亡くなっています。

作業前点検の徹底や家族や仲間同士で互いに声を掛け合い、安全に作業を実施しましょう。

農作業中の死亡事故発生状況

年度	死亡者数	内機械作業に係る事故
21年	408	270
22年	398	278
23年	366	247
24年	350	256
25年	350	228
26年	350	232
27年	338	205
28年	312	217
29年	304	211
30年	274	164



◆◆新しい飼養衛生管理基準が施行されました◆◆

10月1日より新しい飼養衛生管理基準が施行されました。下記のとおり変更されましたの未実施の項目については至急対応をお願いします。

令和2年10月から

- ① 家畜の所有者は飼養する家畜について、伝染性疾病の発生予防、まん延防止に対する責務を有する
- ② 野生動物での家畜伝染病の感染確認による発生リスクの高まりへの追加措置（ほかの畜産関係施設や野生動物での感染確認地域に立ち入った者の衛生管理区域への立ち入り制限、安全な資材の利用等）
- ③ 衛生管理区域の考え方を明確化
- ④ 飼養衛生管理区域内への愛玩動物の持込み及び飼育禁止
- ⑤ 衛生管理区域への野生動物侵入防止措置
- ⑥ 衛生管理区域内の整理整頓及び消毒等
- ⑦ 衛生管理区域から搬出する物品の消毒

令和3年10月から

放牧制限の準備措置（放牧の停止又は制限があった場合に備え、家畜を収容できる設備の確保又は移動のための準備）

令和4年2月から

飼養衛生管理に係るマニュアル作成並びに従業員及び関係者への周知徹底

また来年1月に定期報告書及びチェックリスト等をお送りいたします。

必要事項を記入し期限内の提出をお願いいたします

家畜保健衛生所は **365日24時間対応**の緊急連絡体制を確保しています。

緊急時にはご連絡ください。

中部家保 ☎ **027-288-0371**

★ 畜産業を廃業された方にこの「中部家保だより」が送付された場合は、誠にお手数ですが、ご連絡くださいますようお願い申し上げます。また、残っている牛個体識別システムの耳標、無償配付された耳標装着器は返却してください。（紛失、破損の場合は返却不要です）